

重点的な指導項目について

1 高齢者虐待防止の推進（全サービス）

○改正の内容

■ 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

※3年の経過措置期間あり。

○ 運営基準の改正（指定介護老人福祉施設の場合）

① 入所者の人権の擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

→「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）（以下、「基準」という。）第1条の2第4項

② 次に掲げる運営規程を定めておかななければならない。

八 虐待防止のための措置に関する事項

→基準23条

③ 従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、全ての従業者☆に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

→基準第24条第3項

④ 虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果を従業者に周知徹底する。

二 虐待防止のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的の実施する。

四 担当者を置く

→基準第35条の2

※上記項目（下線部分）は、令和6年3月31日までは努力義務。

☆資格のカリキュラム等において認知症介護に関する基礎知識及び技術を有しているものを除く。

重点的な指導項目について

2 感染症対策の強化（全サービス）

○改正の内容

■ 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から以下の取組を義務づける。

- ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
- ・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

※3年の経過措置期間あり。

○ 運営基準の改正（介護老人保健施設の場合）

- ① 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
- ④ ①～③のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
→「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年厚生省令第40号）（以下、「基準」という。）第29条第2項
※③の感染症の予防及びまん延の防止のための訓練は、令和6年3月31日までは努力義務。



介護現場における感染対策の手引き
(厚生労働省老健局)

重点的な指導項目について

3 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）

○ 改正の内容

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

※3年の経過措置期間あり。

○ 運営基準の改正（介護医療院の場合）

- ① 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

→「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成30年厚生労働省令第5号）第30条の2

※上記項目（下線部分）は、令和6年3月31日までは努力義務。



業務継続ガイドライン
(厚生労働省老健局)

重点的な指導項目について

4 ハラスメント対策の強化（全サービス）

○改正の内容

- ハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、適切なハラスメント対策を求める。



○ 運営基準の改正（指定訪問介護の場合）

- ① 事業者は、適切な介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
→指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）（以下、「基準」という。）第 30 条第 4 項

「介護現場におけるハラスメント対策」については、以下の HP に掲載されているので、必要に応じて案内すること（マニュアル、研修資料、事例集）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

1 事業主が講ずべき措置の具体的内容

「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）」及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号。以下「パワーハラスメント指針」という。）」に記載のとおり。

特に留意すべき点は、

- ① 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ② 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

2 事業主が講じることが望ましい取組

パワーハラスメント指針の 7 において、顧客等からの著しい迷惑行為の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組例が規定されている。